

人権を支える協働

角 替 弘 志 (つのがえ ひろし)

「きょうどう」には「協同」「共同」のほかに類似した言葉として「協働」があります。文部科学省が平成28年8月に公にした「考える道徳への転換に向けたワーキンググループにおける審議の取りまとめ」の冒頭の部分に「これからの時代においては、……多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を模索し続けるために必要な資質・能力を備えることが求められている。」(下線は筆者)という記述があります。この「協働」という語を、広辞苑では「協力して働くこと」、角川国語中辞典では「協同して働くこと」と説明しています。ただ、ハンディーな岩波国語辞典や三省堂国語辞典には「協働」は載っていません。そのことからすると「協働」はかなり限られた範囲でしか使われていないと言いうことが出来るかもしれません。ただ、これからはもっとしばしば使われるようになる、否、もっと積極的に使われてよい言葉だと思うのです。

「協」は旧字体の「協」(部首のりっしんべんは「心」の字を立てて偏にしたもの)と同義語であり、その意味は「協」は「力を一つにあわせる」、「協」は「心をあわせる」と説明されています(岩波新漢語辞典)。また、岩波国語辞典では「協同」の意味を「心をあわせ、力をあわせ、助けあって仕事をする」と説明していますが、「協(協)働」は「協同」よりももっと「働く(人が動く)」ということに力点を置いた言葉であると言えます。

私は「協(協)」の右半部の「力を三つ合わせた形」は「それぞれ異なった三つの力(能力、資質等)をあわせたもの」と私流に思っています。すなわち、「協(協)働」とは、それぞれに多様で個性的な能力や資質等を有する人達が、互いの個性を尊重しつつ、心をあわせ、力をあわせ、助けあって一緒になって働くこと、活動することと理解しています。

人間は、それぞれに指紋や筆跡が異なるように、独自の性格や心身の能力、表現・行動の仕方等(成長・変化を含め)を有しており、社会はそれらの独自の個性を有する多様な人々によって成り立ち、生活が営まれています。人々が社会で生き生きと生活し活動するためには、各人が互いに個性を尊重し、相互の理解を深めていくことが不可欠です。私達は、いま、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため」(障害者基本法<平成23年改正>第1条)に積極的に様々な取り組みをしています。平成26(2014)年にわが国も批准した「障害者権利条約」(2006年国連採択)では「障害者が地域社会における全般的な福祉及び多様性に対して既に貴重な貢献をしており、又は貴重な貢献をし得ること」を認めています(前文(m))。

人権が尊重される社会は、それぞれの人々の多様な個性・能力、これまで埋もれていた個性・能力、見落とされていた個性・能力を十分に生かした、人にやさしい心豊かな社会を常に目指している社会です。そして、これらの個性・能力は、多くの場合、様々な場面での具体的な行動・活動や仕事振りを通して顕在化し、自他に認識されるものです。そこでは、心をあわせ、力をあわせ、助けあって一緒になって活動し、働く「協働」が大きな大きな役割を担っていることが、強調されてもされ過ぎることはないのではないのでしょうか。